

事 業 主 殿

倉庫業健康保険組合
理事長 小泉 駿一平成30年度の健康保険料率（基本保険料率・特定保険料率）
並びに介護保険料率について

時下 益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は組合の事業運営にご理解ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成30年度の健康保険料率等について、去る2月13日開催の第136回組合会において慎重に審議された結果、下記のとおり決定されましたのでお知らせします。

ご承知のとおり、健康保険組合の財政は厳しい状況が続いており、30年度も赤字の予算編成となりましたが、保険料率は健康保険・介護保険ともに変更せず、法定準備金を取り崩して収支の均衡を図ることといたしました。

なお、介護保険料率については、高齢化の進展、介護納付金の算定に総報酬割が導入されたことにより、当組合が国に納める介護納付金が増加していることから、平成31年以降の引き上げは避けられない状況となっており、今後、介護保険料率の引き上げについて検討してまいります。

健康保険組合といたしましては、引き続き事務費の節減や医療費の適正化に努めるとともに、保健事業の効果的な実施を図りながら財政の健全化に努めてまいりますので、事業主の皆さまにおかれましても組合を取り巻く情勢についてご賢察いただき、組合の事業運営へのご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 平成30年度の健康保険料率（基本保険料率・特定保険料率）

健康保険料率の内訳が変更になります。

		平成29年度	平成30年度
①一般保険料率		96.73%	96.71%
	基本保険料率	56.56%	56.53%
	特定保険料率	40.17%	40.18%
②調整保険料率		1.27%	1.29%
合計（①+②）		98%	98%
負担割合	事業主	49/1000	49/1000
	被保険者	49/1000	49/1000

2. 平成30年度の介護保険料率

介護保険料率の変更はありません。

		平成29年度	平成30年度
保険料率		15%	15%
負担割合	事業主	7.5/1000	7.5/1000
	被保険者	7.5/1000	7.5/1000

※一般・介護ともに平成30年3月分保険料（平成30年4月納入分）より適用

※任意継続被保険者は平成30年4月分保険料（平成30年4月納入分）より適用

※任意継続被保険者の標準報酬月額の上限については、24等級：340千円で、平成29年度から変更ありません。